

第62号議案

東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（東大和市体育施設等に関する条例の一部改正）

2 東大和市体育施設等に関する条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条から第6条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「東大和市教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第9条第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「委員会が」を「市長が」に、「委員会管理体育施設等」を「市長管理体育施設等」に改める。

第15条、第17条及び第19条から第22条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第23条の見出し及び同条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会は」を「市長は」に、「委員会管理体育施設等」を「市長管理体育施設等」に改め、同条第3項中「委員会が委員会管理体育施設等」を「市長が市長管理体育施設等」に改める。

第24条中「委員会が」を削る。

別表第5備考1の項中「委員会」を「市長」に改める。

（東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の東大和市体育施設等に関する条例の規定により教育委員会がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の東大和市体育施設等に関する条例の相当規定により市長がした処分、手続その他の行為とみなす。